

連絡調整担当者制度

建設業者が、一定規模の共同住宅を建設する際に、地域活動に関する相談の窓口となる担当者を定めて本市に届け出ることを義務付け、各学区からの請求に応じて連絡先情報について開示する制度。

大規模住宅建設により発生する多数の新規転入者の、円滑な自治会・町内会への参加の一助となることを目的としている。

参考：地域コミュニティ活性化推進条例

(事業者の責務)

第5条第3項 事業者は、地域コミュニティの活性化の推進に関する本市の施策に協力するよう努めなければならない。

(共同住宅の新築工事等をする事業者の連絡調整担当者の届出)

第15条 特定共同住宅を新築する者は、一中略一当該特定共同住宅の新築工事、販売、賃貸及び管理をする事業者に対し、それぞれ連絡調整担当者を選任させるとともに、連絡調整担当者の氏名及び連絡先その他別に定める事項を市長に届け出なければならない。

(共同住宅の新築工事等をする事業者の連絡調整担当者に係る情報の提供)

第16条 地域自治を担う住民組織は、その活動を行う地域に新築される共同住宅に関して前条第1項の規定により届出のあった事項について、文書により開示を請求することができる。

京都市地域コミュニティ活性化推進計画 改訂版 P21

(1) 住宅関連事業者等と連携した自治会・町内会への加入の促進

戸建て住宅などの宅地開発についても、連絡調整担当者届出・開示制度を構築し、自治会・町内会の設立や加入を促進する仕組みづくりに取り組みます。

制度の現状

(1) 年々、利用が増加しており、徐々に浸透

参考：これまでの利用実績

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
連絡調整担当者届出件数	99	119	102	101	110	531
開示請求件数	2	13	13	35	39	102

(2) 制度を利用した結果、町内会・自治会への入会につながった事例

事例1 建築現場に立てられた標識の連絡先では担当者が捕まらなかったが、連絡調整担当者制度で担当者の連絡先が分かり、事業者と協議を行うことができた。

事例2 連絡調整担当者制度を利用して、早くから事業者と協議を行えたため、物件賃貸の重要事項説明において、自治会への入会を盛り込んでもらうことができた。

(3) 利用した団体のヒアリングによる意見や要望

- 自治会から業者に連絡するのではなく、町内会や自治連に業者から連絡してきてもらいたい。
- 本制度の目的や内容を知らない人が多い。周知が必要なのではないか。
- 業者との協議に向けて、事業者への働きかけを強化してもらえないか。
- 共同住宅だけでなく、開発行為により戸建住宅が多数新築される場合も対象としてほしい。